

## 平成27年第3回那珂川町議会臨時会

### 議事日程(第1号)

平成27年8月11日(火曜日)午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第1号 平成27年度那珂川町一般会計補正予算の議決について

(町長提出)

日程第 4 議案第2号 平成27年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の議決  
について (町長提出)

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(13名)

1番	鈴木 繁 君	3番	石川 和美 君
4番	佐藤 信親 君	5番	益子 輝夫 君
6番	大森 富夫 君	7番	塚田 秀知 君
8番	益子 明美 君	9番	岩村 文郎 君
10番	川上 要一 君	11番	阿久津 武之 君
13番	石田 彬良 君	14番	小川 洋一 君
15番	大金 市美 君		

### 欠席議員(1名)

12番 橋本 操 君

---

### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	福島 泰夫 君	副 町 長	大森 親久 君
教 育 長	小川 成一 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	田村 正水 君

総務課長	橋本民夫君	企画財政課長	佐藤美彦君
税務課長	薄井健一君	住民生活課長	鈴木真也君
環境総合推進 室 長	鈴木雄一君	健康福祉課長	小川一好君
建設課長	秋元彦丈君	農林振興課長	穴山喜一郎君
商工観光課長	坂尾一美君	総合窓口課長	稲澤正広君
上下水道課長	田代喜好君	農業委員会 事務局 長	藤田悦子君
学校教育課長	長谷川幸子君	生涯学習課長	笹沼公一君

---

**職務のため議場に出席した者の職氏名**

事務局長	板橋了寿	書	記	岩村房行
書	記	藤田善久		

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（大田市美君） ただいまの出席議員は13名であります。

欠席届が12番、橋本 操君から出されております。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第3回那珂川町議会臨時会を開会いたします。

---

◎開議の宣告

○議長（大田市美君） 直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（大田市美君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらんいただきたいと存じます。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（大田市美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、13番、石田彬良君及び14番、小川洋一君を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（大安市美君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大安市美君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

---

### ◎議案第1号及び議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大安市美君） 日程第3、議案第1号 平成27年度那珂川町一般会計補正予算の議決について、日程第4、議案第2号 平成27年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の議決については、関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 皆さん、おはようございます。

朝晩はめっきりしのぎやすくなったとは申しましても、日中は非常に猛暑が続いております。また、稲の色づきも若干早いような気がいたします。皆様におかれましては、お盆前のお忙しい中、臨時会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

今回のケーブルテレビ事業特別会計における消費税の未納付につきましては、8月5日付の新聞で報道されるなど、町民の皆様には不適切な事務処理により大変ご迷惑をおかけいたしましたことを深くおわび申し上げます。税法を初めとして法令の知識が不足していたことが原因でありますので、今後はこのような誤りが生じないように関係法令等の確認を徹底し、チェック体制の強化などに努め、適切な事務処理に努めてまいりますので、何とぞご理解いただきますようお願いいたします。

それでは、ただいま上程されました議案第1号 平成27年度一般会計補正予算の議決について、議案第2号 平成27年度ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の議決について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、過年度における消費税及び地方消費税の申告納付に誤りがあったもの

を修正し納付する費用と平成27年度の申告納付及び中間納付に係る費用で、一般会計は2,670万円、ケーブルテレビ事業特別会計は3,024万7,000円を計上するものであります。これにより補正後の歳入歳出予算の総額は一般会計が96億8,870万円、ケーブルテレビ事業特別会計は5億824万7,000円となりました。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大金市美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 補足説明申し上げます。

一般会計補正予算書の8ページをごらんください。歳入歳出補正予算事項別明細書により歳入からご説明いたします。

19款繰越金、1項1目繰越金の補正額は2,670万円の増で、前年度繰越金であります。

9ページ、歳出に入ります。

2款総務費、2項1目企画総務費の補正額は2,670万円の増で、ケーブルテレビ事業特別会計の消費税及び地方消費税の修正申告等に係る費用を繰り出すものであります。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の補足説明を申し上げます。

ケーブルテレビ事業特別会計補正予算書の8ページをごらんください。歳入歳出補正予算事項別明細書により歳入からご説明いたします。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金の補正額は2,670万円の増で、一般会計からの繰入金であります。

4款繰越金、1項1目繰越金の補正額は354万7,000円の増で、前年度繰越金であります。

9ページ、歳出に入ります。

1款ケーブルテレビ事業費、1項1目管理運営費の補正額は3,024万7,000円の増で、過年度分の修正申告消費税及び地方消費税修正申告延滞税と平成27年度の申告納付、中間納付に係る消費税及び地方消費税であります。

以上でケーブルテレビ事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 担当の説明で、そういうふうなことだということだけで済まず問題ではないということで、町長も下野新聞の話題を出しましたけれども、下野新聞は2面の取り扱いなんです。非常にこれはもう当町だけの問題ではないということを示しているのだとは思いますが。特別会計におきましては重大な問題として、地方行政における全国の自治体に対して、下野新聞も警告したような形をとっているんじゃないかというふうに私は受けとめました。地方版じゃなくて2面に全国的に知らせるような、そういう記事であったというふうに思います。でありますから、当議会におきましてもこの問題も軽々しく扱うようなことにしてあってはならないということを、私は申し上げておきたいというふうに思います。

それで、まず第1点はこのような事態、失態が起きたという原因ですね。簡単に消費税増税におきましての今までの取り組みを、消費税計算を5%から8%になるという形での計算の、この新しい事態において発見されたというようなことでもあったとは思いますが、これまで特別会計におきましてはそういうこの消費税の計算というのはずっとやってきたわけですね。でありますから、職員の職務の姿勢あるいは町政におけるこの問題というのが1つあらわれているんじゃないかというふうに思います。この怠慢といいますか、これは言い過ぎかもしれませんが、マンネリズムに陥っていたのではないかということ指摘できるというふうに思います。町としてはこういった失態事態について、どういうふうに捉えているかということをもまず1点伺います。

それから、修正申告をしてこれで済んだということではないわけです。修正申告をすれば納税はしないわけですから延滞税がかかります。先ほど出されました66万1,600円の延滞税を、こういうことになり町民に迷惑をかけているということが1点。これに対しどういう責任をとるかということが町政に問われるわけです。このことについてどういうふうに、職員個別の問題ということじゃなくて町政として、今後のこの税の取り扱いというものは延々と続くわけでありまして、この延滞税につきましてこの責任をどういうふうにとるかということでありまして、2点伺います。

それから、さらに今後、町長は先ほど今後こういうふうなことがないようなことでの取り組み方の1つは述べられましたけれども、今後職員の職務能力向上、こういうことが一番大事なことでありますけれども、生きた行政をしていくためには今後こういうこともいろいろと出てくるかもしれません。特別会計だけに限らず、この見えない問題が現出してくることになります。税務行政におきましては、消費税の10%増税が控えているわけでありまして、なかなか先の見えない問題というものが幾つも出てくるかというふうに思います。今

度のこういう税務行政の失態においてを教訓といたしまして、今後再びこういうことがないようなことにするためには、どういうふうな行政姿勢を持って職員の研修、こういうものを常々やっていかななくてはならないかとは思いますが、そういう方向をどういうふうな方策を立てているのかという点で、3点目に伺っておきたいというふうに思います。

○議長（大金市美君） 答弁。

企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 1点目の原因についてご説明を申し上げます。

今回、消費税の未納付ということですが、基本的に町からの一般会計からの繰入金につきましては、消費税に係る不課税収入ということですが、その中で基金の元金償還分に当たった繰入金は特定収入に係る消費税ということで計算しなければならない、こちらをそのようなことにしないで、気がつかないで算入しなかったということで、このような未納付が生まれたわけでございます。

○議長（大金市美君） 町長。

○町長（福島泰夫君） それでは、私のほうから延滞税の66万円、この責任をどうするかということでございますが、今回のただいま企画課長から申しあげましたように、5%から8%に変更された消費税の中で新たに計算をし直して、みずからこの誤りに気がついたということでございます。これも過去5年間にわたって計算がされておりました。そこにさかのぼってその原因も新たに考えなければいけないことだと思っておりますが、この66万円の損害を与えてしまった、このことに関しましては非常に遺憾に思っておりますし、町民におわびを申し上げたいと思います。今後このようなことないように努めてまいります。今回の議会に当たりましては、まずは気がついた時点で早急に一日も早く修正して申告をしたいということ、納税をしたいということで臨時会を開いていただいたわけでございます。今後の責任につきましては、過去にさかのぼりまして原因を究明して、しかるべきときに処理をしたいと考えております。

それから、今後このようなことがないようにということですが、当然職員の資質の向上が大事であります。税制、税務に限らず、いろんな場面におきまして研修会等に積極的に参加させ、資質の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解よろしく願います。

以上です。

○議長（大金市美君） 大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 幸いにして今回は、税務当局からの指摘というような形での悪質な、わかっていて納税しなかったというようなことではなくて、当町からの優秀な職員のこの措置によってみずから申告するというような形で、重加算税は課されないというようなことにはなったというふうに思います。これは幸いにしてそういうことで、しかも5年分の延滞税をこれは納めないでも済むと、延滞税というか納税はしないで済むということにもなりました。こういう点では非常に、その面を見ればよかったなということは思いますけれども、しかし、この事態についての責任というものをうやむやにしておくというわけにはいかないとこのように思います。

それで、町長の答弁では、しかるべき時期にその措置について明らかにしたいということですので、それは明確にさせていただきたいというふうに思います。

税務関係ではなくても、こういったような似たような事態が今後起きるかもしれません。ですから、職員の研修あるいは服務規律、こういった点では今後十分な町長の姿勢を持って対策を立てていっていただきたいというふうに強く思います。今後研修等も十分やらなくちゃならないわけですが、具体的には今までも消費税は年々計算して納めなくちゃならないということであったのにもかかわらず、今回8%ということでの契機での言い分をしておりますけれども、常々1年ごとに計算をして納税をすることになっているのにもかかわらず、そういうことができなかったということが1つあるわけです。

たまたま私、職員の異動を見ましたら、今回これ企画のほうで見ると、ましてや税務の関係で見るとかと思いましたがそういうわけではなく、それぞれの課でもって納税しているということなので、企画のほうを見ましたら職員の異動があるわけです。異動があった年にこれが明らかになっているということもあって、それは一面職員の資質というのは出てくるんだろうかと思っておりますけれども、マンネリではなくて新しい職につくと新しいことが発見されるということが出てくるんじゃないかと思うんですけれども、それまでの研修というのは一体どういうふうなことで行われてきて、税の関係で発見されなかったということに気づくわけですが、研修についてとりわけ税務の関係では非常に複雑で捉えにくいところもありますし、よく勉強しないと、学習しないと、研修しないとわからないということは、確かに課長の答弁のようになってくるのだろうかと思っております。この際、これまでの職員研修等についてはどういうふうなことであったのかという点で、伺っておきたいというふうに思います。

○議長（大金市美君） 総務課長。



○総務課長（橋本民夫君） 職員の研修につきましては、通常、町職員として一般的な職員研修がございます。これは各階層、役職等に応じた研修として、それぞれその場その場において研修を積んでいるところでございます。もう一点は、それぞれの課、職場における専門研修ということで、税でしたら税制の研修、それから今申し上げましたように、消費税でしたらそれぞれ消費税の専門研修等を受けるという形になっておりますが、まず研修のほかに職員の人事異動に関しましては、1カ所にずっと置かないというような方針を立てております。おおむね3年から5年でローテーションをすると、そういう中でやっていた方の間違いといえますか、そういうものも発見できますし、より効率的な事務もとっていけるというような立場で人事異動も考慮しているところでございます。今言いましたように、一般研修それから専門研修、それと職員がマンネリ化、それから往々にして今までの事務のとおりにならないように、人事異動の配置等についても考えているところでございます。

ただ、今回このケーブルテレビの消費税に関しましては全国の市町でも特異的な特別会計、ケーブルテレビ特別会計という形で発生したものでありまして、なかなかマニュアル化ができなかったというのも1つの原因だと思います。今後このケーブルテレビの特別会計、消費税に関するマニュアル化等も十分精査をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大金市美君） 大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 町長の答弁とともに総務課長の答弁、今後確実に実践といえますか、今後このような事態が起こらないようなための取り組みを、あるいはまた議会に対しまして、町長の答弁のとおり後からの措置を明確にしたことを報告をしていただきたいなということをお願いをいたしまして、二度と再びこういった失態事態が起きないことを要望申し上げます、質疑を終わります。

○議長（大金市美君） ほかに質疑ございますか。

益子明美さん。

○8番（益子明美君） 大森議員が多岐にわたって質問されていますので、私は1点だけお伺いしたいと思います。

まず、二度とこのようなことが起きないための対策としてのチェック機能の強化に努めるという町長の答弁がありましたけれども、なぜ、ではチェック機能というのは果たされなかったのか。その果たされなかったチェック機能を、今後はどのように改善し強化をするのか、そこが一番大事な点だというふうに思います。一職員の資質によってわからなかったこ

の税務のことが、その決裁を受ける段階において何人かの上司の目を通っているわけです。どうしてそこでチェック機能が果たされなかったのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（大金市美君） 答弁。

企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 今回の一番のチェックに当たる部分というのが、元利償還金の返済が始まった平成22年度に新たな項目として、元利償還分の収入を特定収入ということで計上しなければならなかったときが一番の契機の部分だと思うんですが、そのときに気づかなかったというのが原因となっております。チェック機能につきましては、今後は町の中でも水道事業あるいは下水道事業も消費課税者になっておりますので、そういった連携も含めながらチェックができるような体制を構築していきたいと考えておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

○議長（大金市美君） 益子明美さん。

○8番（益子明美君） 今回の課長の答弁だと、どのようなチェック機能が改善されるのかというのが明確にわかりません。今までケーブルテレビ事業なわけですけれども、職員が計算していた税金をこれでいいというふうに判断、上司がどんどん判断されて最終的に決裁されているわけですね。その何回か段階を踏まれているチェック機能というのが、機能していなかったということが明らかになっているわけです。そこをいかにどういうふうに強化していったら二度とこういったことが起きないようにするのか、誰でも人間なかなか100%という人はいないので、間違いは起きるときはあります。これもやりたくてやった間違いではないし、本当にわからなかったミス、そういったものを複数の人の目が通ることによって間違いを発見できる機能というのがあるわけです。組織というのはそういうものだと思いますけれども、その辺どういうふうに改善されるのか、町長、具体的にお答えいただきたいと思えます。

○議長（大金市美君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 益子議員ご指摘のとおりであります、段階を踏んで決裁を上げている、最終的に私のところに来ているはずでございます。それで、一番大事なのは一番初期の段階、これを徹底的にチェックしなければ、その段階を踏んで上に来た場合に細かい税制まで把握していない、いわゆるそういう場合もございまして一番最初の時点でチェックを徹底したいと思います。その方法につきましては、専門家等のご意見も伺いながらそのチェッ

クの強化をしてまいりたい、このように考えております。

○議長（大金市美君） 益子明美さん。

○8番（益子明美君） 当然、一番最初の段階でのチェックというのは大切だと思うんですが、今まではそれは一担当職員がしていたところをさらに追加して、二重にチェック機能をふやすのか、それとも担当から上がってきたものを直接の上司がきちんとチェックしていくのか、そういった具体的なことを示されないとなかなか改善に至っていかないと思いますが、専門家の意見を交えてということなので、しっかりこの辺をきちんとチェック体制の強化というのをしていただきたいと思いますが、もう一度ご答弁いただきたいと思います。

○議長（大金市美君） 町長。

○町長（福島泰夫君） もちろん先ほど申し上げましたように、専門家のご意見も伺いながら初期の段階のチェック、これは最初の担当、これは1人でございますが、その担当がいかにか疑問を持つか、こういう点を徹底したいと思います。そしてすぐさま上司に相談する、そのような体制をしっかりと構築してまいりたい、このように考えております。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

○4番（佐藤信親君） ただいまのケーブルテレビ関係だけの消費税の話になっておりますけれども、やはり同じような会計を持っている下水道、あと水道事業、あと農業集落排水事業等、これについてはきちとなされているのかどうなのかについて、お伺いしたいなと思います。

○議長（大金市美君） 上下水道課長。

○上下水道課長（田代喜好君） 水道課におきましては、水道とか下水道の研修等がございまして、消費税につきましても毎年研修がありまして、そのときにやはり元金を消費税扱いにするのかどうかということが、一番のやはりどこでも間違うところであったものですから、その辺でその辺チェックして、また毎年消費税変わるところもあるものですから、その辺の研修には毎年行って間違いはないようにしております。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

○4番（佐藤信親君） 私もちよっと伺ったところ、この関係について、何か旧小川町時代にもこのような事態のことがあったというような話をちらっとこう聞いたんですけれども、やはりそういうふうな形で下水道関係、特別会計もきちっと処理されていると。ということは、上下水道課のほうではこういう情報を入手していた。ところが、ケーブルテレビのほうではこういう情報が伝わっていなかったということで、同じ組織でありながら課が違うというこ

とによって、この縦割り行政の弊害なのかなというふうに感じておりますので、やはりこの特別企業会計みたいなものを扱っている所管課はやはり税務課ともよく連絡調整をしながら、今後このようなことがないように頑張っただけならばというふうに思います。

以上です。

○議長（大金市美君） 要望ということでね。

ほかにございませんか。

益子輝夫君。

○5番（益子輝夫君） 5番、益子です。

私は、皆さんが指摘したので間違いはつきものだと思いますが、そういう点で町長が町民に対してわびたということはいいことではないかなというふうに思います。ただ、私が指摘したいのは、下野新聞の8月5日の報道によりますと、ケーブルテレビ事業で2012年から14年度の消費税約2,000万円が未納となったことが書かれているんですが、実際は先ほど町長も言われたように5年間ですよね。その辺でも周りがちょっと町民は納得いかないんじゃないかなと。どうして5年間なのに2年間が免除されて3年間におさめるのか、その辺をあれしていただきたい。下野新聞の報道を見ると12年から14年ということになっていますが、それで本当にいいのか、また違うのでしたらやっぱり訂正をすべきだというふうに思います。その辺を伺いたいというふうに思います。

○議長（大金市美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 全員協議会のときに若干説明したかと思うんですが、平成22年度から起債の償還が始まりまして元金償還ですね、その年から始まりまして消費税の申告につきましては、本来ですと22年度から訂正の義務が生じますが、現在の法律によりますと5年遡及になっておりますが、その法律が改正されたのが平成23年12月ということで、それ以前の法律に基づいて平成22年、23年度は3年間ということが時効になっておりましたので、22年、23年は既に時効が経過したということで修正の義務が生じませんので、今回補正をお願いいたしますのは、平成24年から26年の3年間の消費税の申告ということになりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（大金市美君） 益子輝夫君。

○5番（益子輝夫君） わかりました。

それともう一つ、先ほどから指摘されている26年度も含めて5年間わからなかったと、ことしわかったから実際には4年間だということなんですが、常識ではちょっと考えられない

ようなことが専門家の皆さんの中でそういうことが通っているというのが、なかなか私を含めて町民も理解できないというふうに思うんですが、その点、大森議員や益子明美議員、また佐藤信親議員も指摘していますが、66万円といっても町民の血税ですよ、その辺の意識をどう持っているかと思うんです。たかが66万に考えているのか、それとも66万というお金は町民の血税として本気でそういうことを考えているのか、その辺を伺いたいというふうに思います。

○議長（大金市美君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 先ほど申し上げましたが、私はたかが66万、このようなことは決して考えておりません。1円たりとも町民の血税であります。これは重く捉えて今後このようなことがないように、先ほど申し上げましたようにいろんな研修、あるいは初期のチェック体制等を重ねまして間違いが起きないように、このように努めてまいりたいと考えております。

○議長（大金市美君） 益子輝夫君。

○5番（益子輝夫君） 町長の言葉を信じて、私もそうしていただきたいというふうに思います。今厳しい中で、皆さん1円たりともごまかすことのできないように税金を納め、またそういう消費税とかを納めています。そういう中で本当に町民の税金を、本当にそういう立場で血税であるということを考えて使っていただきたい。間違いは私はあると思います。しかし、間違ったら間違っただけのきちんとした対応をとるべきだし、皆さんが言われたようにどういう今後対策をとるか、町長に期待して私の質問を終わりたいと思います。

○議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。採決は1件ごとに行います。

議案第1号 平成27年度那珂川町一般会計補正予算の議決については原案のとおり決することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号 平成27年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の議決については原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大田市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（大田市美君） 以上で本臨時会の会議に付されました事件は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて平成27年第3回那珂川町議会臨時会を閉会いたします。

ご起立願います。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時34分